

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第34条第3項に規定する会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、協議会の趣旨に賛同して入会したものである。

2 会員となる場合は、別記第1号様式による入会申込書を会長に提出するものとする。

(会員の区分)

第3条 会員を次のように区分する。

(1) 個人会員 個人単位で入会し、協議会が実施する会員向け在宅サービスの利用ができるもの

(2) 団体会員 社会福祉関係機関及び団体、ボランティア団体、町会・自治会、商店会等で入会し資金面での支援を目的とするもの

(3) 賛助会員 社会福祉関係施設、企業等で入会し、資金面での支援を目的とするもの

(会費)

第4条 会費は年額とし、1口1,000円を単位とし、次の各号の額とする。

(1) 個人会員 1口 1,000円 以上

(2) 団体会員 2口 2,000円 以上

(3) 賛助会員 3口 3,000円 以上

2 団体会員及び賛助会員の会費は、寄附金として扱えるものとする。

(会費の納入)

第5条 会員は、会費を各年度内に納入するものとする。ただし、新たに入会する者は、入会申込書の提出と同時に会費を納入するものとする。

2 納入した会費は、過誤納の場合を除き返還しないものとする。

(会費の領収)

第6条 会費を領収したときは、別記第2号様式による領収書を発行するものとする。

(退会)

第7条 会員は、次の各号に該当するときは退会したものである。

(1) 退会の申出があったとき

(2) 死亡、転出又は解散したとき

(3) 継続の意思確認ができないとき

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、会長が定める。

附則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 昭和49年4月1日施行の規程は、これを廃止する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月19日から施行する。

会員規程

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。